

JUNE 2020 | ISSUE 32

市報宜野湾英語版

1-1-1 Nodake, Ginowan, Okinawa | TEL 098-893-4411

<http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>



お問い合わせ

総務課特別定額給付金事務局
TEL 098-893-4647
098-893-4648

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は「郵送申請」または「オンライン申請」のご協力をお願い致します。

FOLLOW US



詐欺にご注意 ください

市や総務省がATMの操作や受給に当たり手数料の振り込みを求めると、メールを送りURLをクリックして申請手続きを求めるとは絶対にありません。

特別定額給付金の申請・給付 のご案内

医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的に実施されます。

給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方
※外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は住民基本台帳に記載されていないため、給付の対象とはなりません。

※受給権者は、その者の属する世帯の世帯主とする。

申請方法

- ①郵送申請方式
- ②オンライン申請方式（マイナポータル上の申請画面から電子申請を行ってください）

申請受付期間

令和2年5月25日（月）～ 令和2年8月24日（月）消印有効

注意：申請受付期間を過ぎると給付対象外となりますのでご注意ください。

申請時の注意点

1. 郵送申請の際は記入漏れや必要な書類を再度ご確認ください。
2. オンライン申請は世帯主がマイナンバーカード所持者である場合のみ申請が可能となっています。世帯主以外が申請をしても認められません。
3. 記載間違いの事由により振り込みが完了せず、申請受付開始日から3か月後の申請期限までに世帯主（代理人）に連絡・確認できない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。
4. 銀行口座がないなど、真にやむを得ない場合に限り、窓口における申請受付及び給付を行うことができます。
5. 申請受付期間を過ぎた際は申請を受理することができません。十分にご注意ください。

6月30日（火）は市県民税第一の納期限です

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税等の徴収の猶予を受けることができます。

子育て世帯への臨時特別給付金について

児童手当受給者への1万円給付

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が令和2年4月20日に閣議決定され、児童手当を受給する世帯に対し、2004（平成16）年4月2日～2020（令和2）年3月31日生まれの児童一人当たり1万円が給付されることになりました。

受給対象者や支給日の詳細については、6月中旬～下旬に給付金に関する案内を対象者へ送付いたしますのでそちらでご確認ください。

児童家庭課 TEL 098-893-4422

沖縄での多言語支援

沖縄県国際交流・人材育成財団

沖縄国際交流・人材育成財団（OIHF）は、沖縄県外国語対応医療機関の情報や、外国人住民向けの生活・法律相談、日本語教室などのサービスを提供しています。詳細は下記リンクよりご確認ください

HP URL: <https://kokusai.oihf.or.jp>

FB URL: <https://facebook.com/oihf60>

あなたの意見を聞かせてください

宜野湾市では、日本人住民と外国人住民が互いに認め合い、共に生きていこうとする多文化共生の推進を行っています。その一環として、今年度、外国人住民向けの生活情報ガイドブックの製作を計画しており、外国人住民の皆様が知って役立つ情報を掲載したいと考えています。

外国人住民の皆様が、何に困っていて、どういった情報を知りたいのか、ご意見を聞かせてください。



（アンケート）

税目 期別	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期	4月30日	6月30日	6月1日
第2期	7月31日	8月31日	
第3期	12月25日	11月2日	
第4期	3月1日	2月1日	

7月から令和2年度国民年金保険料の申請免除の受付が始まります

令和2年度の国民年金保険料は月額16、540円です

所得が少ない本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、失業した場合や災害等により損害を受けた場合に国民年金保険料を納めることが困難な場合は、免除申請書を提出し、承認されると保険料の納付が免除になります。申請免状には、本人・世帯主・配偶者の所得に応じて「全額免除」「4分の3」「半額免除」「4分の1免除」があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が一定額以下まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込みを用いた簡易な手続きにより、令和2年2月分からの国民年金保険料の免除申請が可能となりました。

ねんきん加入者ダイヤル
TEL 0570-003-004

こちらの市報の英語版は外国人市民の方に市内の情報を伝えるために宜野湾市役所の市民協働推進課が発行するものです。「市報ぎのわん」の省略したもので正式なものではありません。宜野湾市役所と当課の翻訳者は誤りや不正確さについては何の責任も負わないものとします。行政対応は日本語で行われています。